

同志社大学政法会出張旅費及び本部会議出席交通費支給規程

(目的)

第1条 同志社大学政法会出張旅費及び本部会議出席交通費支給規程（以下「本規程」という。）は、同志社大学政法会会則第15条に基づき役員の出張旅費及び本部会議等出席交通費の支給に必要な事項について定める。

(定義)

第2条 本規程に定める役員とは、同志社大学政法会会則第11条に定める者をいう。

- 2 出張旅費とは、役員が地方支部総会出席に要する交通費等の費用及び調査又は相談に要する出張先までの費用をいう。
- 3 本部会議等出席交通費とは、役員が常務委員会、合同委員会、各執行委員会等の本部で開催される公式会議出席に要する交通費、本部で実施される残高照合及び監事監査等に要する交通費をいう。

(出張旅費の種類)

第3条 出張旅費の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 交通費 公共交通機関及びタクシー料金
- (2) 宿泊費 ホテル・旅館等の宿泊施設利用料金
- (3) 諸費 お祝い金、懇親会費・手土産など

(出張旅費支給基準)

第4条 出張旅費については、実費を支給するものとする。

ただし、出張した役員の自宅を起点とし、最も経済的な通常の経路および方法により算出した金額を上限とする。

- 2 東京支部、東海支部及び広島県支部への出張は、新幹線指定席特急料金を支給できるものとし、福井県支部への出張は、在来線特急指定席特急料金を支給できるものとする。
- 3 公共交通機関等の通常の交通機関のない場合などやむを得ない事情がある場合には、タクシー料金を支給できるものとする。
- 4 出張先での自然災害等やむを得ない事情により宿泊した場合については、宿泊費を支給することができる。
ただし、宿泊費は、10,000円を上限とする。
- 5 出張先からの招待により出張旅費が支給される場合には、重ねて出張旅費を支給しない。

(本部会議出席交通費支給基準)

第5条 本部会議等出席交通費については、あらかじめ事務局に届出た経路に従い算出した金額を支給する。

ただし、本部までの往復交通費は、1回あたり5,000円を限度とする。

(支給方法)

第6条 出張旅費については、申請書に証拠書類を添付して速やかに精算するものとする。

2 出張旅費及び本部会議等出席交通費については、役員の立替払いとする。

3 出張旅費及び本部会議等出席交通費は、予め役員から届出のあった金融機関口座への振り込みにより支給する。

(準用)

第7条 事務局員の出張旅費については、本規程を準用する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、常務委員会において行う。

附則 本規程は、2019年12月7日から施行する。

ただし、第5条但書きの定めについては、施行日現在役員である者には適用しないものとする。